

八戸学院大学短期大学部学則

目 次

- 第1章 総則（第1条～第2条の3）
- 第2章 学科の位置・組織（第3条～第3条の2）
- 第3章 修業年限および学生定員（第4条・第5条）
- 第4章 授業科目（第6条～第6条の4）
- 第5章 履修方法および履修修了の認定（第7条～第13条の4）
- 第6章 卒業の認定（第14条・第15条）
- 第7章 入学、転学、転科、休学、復学、退学、再入学、除籍および復籍（第16条～第29条の2）
- 第8章 受験料、入学金および学費（第30条～第35条）
- 第9章 職員組織（第36条・第37条）
- 第10章 運営会議および教授会（第38条～第40条）
- 第11章 図書館、地域連携研究センター、健康・スポーツ科学研究所および系列校（第41条～第44条）
- 第12章 科目等履修生、聴講生、委託生、外国人留学生および研究生（第45条～第49条）
- 第13章 公開講座（第50条）
- 第14章 学年、学期および休業日（第51条・第52条）
- 第15章 学生寮および厚生保健施設（第53条～第56条）
- 第16章 賞罰（第57条～第60条）
- 第17章 補則（第61条・第62条）

第1章 総 則

第1条 八戸学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道德観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成することを目的とする。

2 幼児保育学科は、理念と実践の融合を図り、保育者として社会の発展に寄与できる人材を育成する。

3 介護福祉学科は、介護の諸活動を、専門職として、主体的、自律的、合理的に展開する能力と態度を育てるとともに、高い教養を身につけることにより、尊厳と自立を支えるケアを実践し、地域や社会のニーズに対応しながら福祉社会に貢献できる人材を育成する。

第2条 本学は、高等教育機関としての教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動、その環境および大学運営等の状況について包括的に自ら点検・評価を行う。

2 前項の点検・評価の実施に関する細目等については、別に定める。

第2条の2 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2条の3 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

第2章 学科の位置・組織

第3条 本学は、青森県八戸市大字美保野13番地384に置く。

第3条の2 本学には次の学科を置く。

- (1) 幼児保育学科
- (2) 介護福祉学科

第3章 修業年限および学生定員

第4条 本学の修業年限は次のとおりとする。ただし、在学年限は修業年限の2倍を超えることができない。

- | | | |
|------------|------|----|
| (1) 幼児保育学科 | 修業年限 | 2年 |
| (2) 介護福祉学科 | 修業年限 | 2年 |

第5条 毎年本学に入学せしめる学生の入学定員および総定員は次のとおりとする。

- | | | | | |
|------------|------|-----|-----|------|
| (1) 幼児保育学科 | 入学定員 | 80名 | 総定員 | 160名 |
| (2) 介護福祉学科 | 入学定員 | 40名 | 総定員 | 80名 |

第4章 授業科目

第6条 本学は、短期大学および学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学科に係る専門の学芸を教授し、職業または实际生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

第6条の2 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

第6条の3 学科の授業科目および単位数は、別表1および別表2のとおり定める。

- 2 各学科の授業科目は、これを必修科目と選択科目とに分ける。

第6条の4 授業は、講義、演習、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第5章 履修方法および履修修了の認定

第7条 授業科目の履修修了の認定を受けた者には、別表1および別表2に定める単位を与える。

- 2 各授業科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、1から2時間の講義及び演習に対し1から2時間の準備または学習を必要とすることを考慮し、15から30時間の範囲で定めた時間数を1単位とする。
- (2) 実習、実験、実技については、2時間の実習、実験、実技に対し、1時間の準備または学習を必要とすることを考慮し、30時間から45時間の範囲で定めた時間数を1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実習、実験または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して定めた時間数を1単位とする。

第8条 授業科目の履修修了の認定は、試験または論文による。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績によって認定することができる。

第9条 各授業科目の履修成績評価は、次のとおりとする。

成績評価の段階を定める科目については、秀（90点以上）、優（80点以上90点未満）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）および不可（59点以下）の評語で表わし、可以上を合格とする。成績評価の段階を定めない科目については、到達目標を達成している場合を「合」、達成していない場合を「否」と表わし、「合」を合格とする。

2 第13条ならびに第13条の2に基づき、他の大学、短期大学等における授業科目の履修等および資格等により単位を認定した科目の評価は「認」とする。

3 グレード・ポイント・アベレージ（GPA）については別に定める。

第9条の2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を、別に定めるものとする。

2 本学は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生および特別の理由が認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第9条の3 他の学科が開設する授業科目について履修を希望する学生があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

第10条 各授業科目について、授業時間数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目修了の認定を受けることができない。

2 前項の規定に関わらず、実験および実習については、5分の1以上欠席した者は、その授業科目修了の認定を受けることができない。

第11条 授業料その他納入金未納の者は、授業科目の履修修了の認定を受けることができない。

2 休学中の者は、その学期の試験を受けることができない。

第12条 正当な事由により試験を受けることができなかった者または試験に不合格であった者のため、追試験または再試験を行うことができる。

第13条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学、短期大学または高等専門学校専攻科において履修した授業科目について、修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第13条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する以前に行った大学、短期大学または高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目を履修したものとみなし、単位を認定することができる。

第13条の3 学生が職業を有している等の事情により第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（以下「長期履修学生」という。）し卒業することを希望する場合は、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第13条の4 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業の認定

第14条 卒業のためには、第4条に定める修業年限以上在学し、次のとおり単位を修得しなければならない。ただし、第6条の4第2項の授業方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

- (1) 幼児保育学科 教養科目 14 単位 専門科目 52 単位以上 合計 66 単位以上
- (2) 介護福祉学科 教養科目 16 単位 専門科目 74 単位以上 合計 90 単位以上

- 2 前項の要件を充たした者に対して、教授会の審議を経て学長は卒業を認定する。
- 3 卒業を認定された者に対して、学長は短期大学士の学位を授与する。

第15条 幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、前条に規定するもののほか教育職員免許法(昭和24年法律第147号)および教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に規定する単位を修得しなければならない。

- 2 保育士の資格を得ようとする者は、厚生労働大臣が定める修業科目および単位を修得しなければならない。

第7章 入学、転学、転科、休学、復学、退学、再入学、除籍および復籍

第16条 入学の時期は、学期の始めとする。

第17条 本学に入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程による、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。または、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第18条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

- 2 入学志願者の選抜は、学力検査の成績および出身高等学校長からの調査書を資料にして行う。

第19条 入学についての入学試験及び手続きなどは、別に定める。

第20条 次の各号の一に該当する者が入学または転入学を志願したときは、選考のうえ入学を許可することができる。

- (1) 学士の学位および短期大学士の学位を有する者
- (2) 他の大学の学生

- 2 前項の志願者は、入学願書または転学願書および履歴書を提出しなければならない。ただし、前項第1号に定める者は卒業証明書を、また前項第2号に定める者は現に在学する大学の学長または学部長の転学承諾書および履修科目の成績証明書を添えて提出しなければならない。この場合、入学を許可された者の本学に在学すべき年数および履修すべき科目ならびに単位数は、教授会の審議を経て学長が定める。

第21条 入学の許可は、教授会(入学者選抜委員会)の審議を経て学長が決定する。

第 22 条 入学を許可された者は、別に定める入学手続きに従い、保証人連署の誓約書その他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

第 23 条 保証人は、その学生の在学中に係る一切の事件について連帯の責任を負わなければならない。

- (1) 保証人は独立の生計を営み、確実に保証人の責を履行できる成年者でなければならない。
- (2) 保証人は 2 名とし、うち 1 名は八戸市近在に居住している者とする。
- (3) 保証人が死亡または前号の資格を失ったときは、改めて保証人を定め速やかに届け出なければならない。

第 24 条 入学を許可された後、所定の手続を完了しない場合は、その者の入学許可を取り消すことがある。

第 24 条の 2 本学の学生で、他の学科に転科を希望する者があるときは、選考のうえ、これを許可することができる。

2 転科を許可された者の本学に在学すべき年数および履修すべき科目ならびに単位数は、教授会の審議を経て学長が定める。

第 25 条 疾病その他やむを得ない事情により引き続き 3 ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は通算 2 年以内とし、在学年限に算入しない。

第 26 条 休学者が復学しようとする場合は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学の場合および病気治癒による復学の場合は、医師の診断書を添付し、学長の許可を得なければならない。

第 27 条 他の大学に転学を希望する者がある場合は、教授会の審議を経て、学長はこれを許可することがある。

第 28 条 病気その他の事由により退学しようとする場合は、事由を具し、保証人連署のうえ願い出なければならない。

第 29 条 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合は、教授会の審議を経て学長が許可することがある。

第 29 条の 2 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
 - (2) 第 4 条に定める在学年限を超えた者
 - (3) 第 25 条に定める休学期間を超えてなお復学もしくは退学しない者
 - (4) 死亡した者
- 2 長期間にわたり音信不通または行方不明の者は、教授会の審議を経て学長が除籍することができる。
- 3 第 1 項第 1 号により除籍された者が保証人連署で復籍を願い出た場合は、教授会の審議を経て学長が許可することがある。

第 8 章 受験料、入学金および学費

第 30 条 入学または転学を志望する者は、受験料として 25,000 円を納入しなければならない。ただし、大学入学共通テスト成績利用入学試験の受験料は、15,000 円とする。

第 31 条 入学を許可された者は、入学金 230,000 円を所定の期日までに納入しなければならない。

2 入学金を所定の期日までに納入しない場合は、その者の入学の許可を取り消すことがある。

第 32 条 学費は、次に掲げる年額を春学期および秋学期の二期に分納するものとし、それぞれの期において納付する額は年額の 2 分の 1 に相当する額とする。ただし、学費は社会経済情勢その他の関係で在学期間中に変更することがある。

(1) 幼児保育学科 授業料 570,000 円 教育費 336,000 円

(2) 介護福祉学科 授業料 570,000 円 教育費 336,000 円

2 前項の規定にかかわらず、第 13 条の 3 に規定する長期履修学生の学費年額は、正規課程学生の学費総額を許可された修業年限で除した額とする。

3 学費の納付期限は、次のとおりとする。ただし、新入生前期の納付期限は別に定める。

(1) 春学期 4 月 5 日

(2) 秋学期 10 月 5 日

4 学費を正当な理由なく所定の期日までに納入しない場合は、その者を除籍することができる。

第 33 条 既納の受験料、入学金および学費はこれを還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学に入学を許可された者が入学時に所定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により学費を還付する。

第 34 条 退学した者、退学を命ぜられた者または除籍された者は、その期間に属する学費を納入しなければならない。

ただし、願い出により退学した者または第 29 条の 2 第 1 項により除籍された者が再入学または復籍する場合の納入金については、別に定める。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の学費を納入しなければならない。

第 35 条 休学期間中の学費は免除する。ただし、春学期または秋学期の中途において休学を許可された者または復学した者は、その期の学費を納入しなければならない。

第 9 章 職員組織

第 36 条 本学に学長、学科長、教授、准教授、講師および事務職員を置く。

2 本学に副学長、学長補佐、助教、助手および技術職員を置くことができる。

第 37 条 学長は、本学を統轄し、これを代表する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。

3 学長補佐は、学長の命を受け特任事項を掌る。

4 学科長は、当該学科の校務を掌る。

5 教授・准教授・講師・助教は学生を教授し、その研究を指導するとともに研究その他の職務に従事する。

6 助手は、教授・准教授・講師・助教の職務を助け、研究その他の職務に従事する。

第 10 章 運営会議および教授会

第 38 条 本学に、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、これを審議し、意見を述べるものとする。

(1) 教育研究に関する基本方針および教学運営上の全学的事項

(2) 教員の人事に関する事項

(3) 教授会の審議に関する基本的、共通的事項

(4) 各種分掌の組織および分掌内容に関する事項

- (5) 学則、諸規程の制定・改廃および運用に関する事項
- (6) その他、学長が必要と認めた重要事項
- 3 運営会議の審議を経て学長が決定した事項は、教授会に報告するものとする。
- 4 運営会議の組織および運営方法等については、別に定める八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程による。

第 39 条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が意思決定を行うにあたり、次の各号について審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 教育課程に関する事項
 - (2) 前号にかかわる教育および指導に関する事項
 - (3) 研究活動に関する事項
 - (4) 学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項
 - (5) 学生の休学、退学、転学および復学等に関する事項
 - (6) 試験および学業成績に関する事項
 - (7) 学生の生活指導および賞罰に関する事項
 - (8) その他、学長が必要と認めた事項
- 3 本条に定めるもののほか、教授会について必要な事項は、別に定める八戸学院大学短期大学部教授会規程による。

第 40 条 学長は、運営会議の審議を経て校務分掌を組織し、分掌事項を定める。

- 2 校務分掌に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 図書館、地域連携研究センター、健康・スポーツ科学研究所および系列校

第 41 条 本学に、図書館を置く。

第 42 条 本学に、地域連携研究センターを置く。

第 42 条の 2 本学に、健康・スポーツ科学研究所を置く。

第 43 条 本学の教職に関する専門科目の実施研究に資するため、次の高等学校および幼稚園（以下「系列校」という。）を協力校とする。

- (1) 八戸学院光星高等学校
- (2) 八戸学院野辺地西高等学校
- (3) 八戸学院幼稚園
- (4) 八戸学院聖アンナ幼稚園
- (5) 八戸学院第二しのめ幼稚園

第 44 条 図書館、地域連携研究センター、健康・スポーツ科学研究所および系列校に関する規程は、別に定める。

第 12 章 科目等履修生、聴講生、委託生、外国人留学生および研究生

第 45 条 本学の開設する授業科目中の一部の授業科目について履修を希望する者があるときは、正規の学生の修学を妨げない範囲で、教授会の審議を経て学長が科目等履修生または聴講生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生として授業科目を履修した者には、単位の授与または修了の事実を証する証明書を交付することができる。
- 3 科目等履修生または聴講生についての規程は、別に定める。

第 46 条 公共機関から本学において履修することを委託された者は、教授会の審議を経て、学長が委託生として入学を許可することがある。

第 47 条 外国人の入学志願者で、当該外国公館の証明を有し履修に堪える見込みのある者は、教授会の審議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

第 48 条 本学で特別の課題について研究を進めようと希望する者があるときは、教授会の審議を経て学長が研究生として在籍を許可することがある。

- 2 研究生についての規程は、別に定める。

第 49 条 科目等履修生、聴講生、委託生、外国人留学生および研究生は、本章に規定するもののほか、他の各章の規定を準用し、正規の課程の学生と同様に一般の規則を守らなければならない。

第 13 章 公開講座

第 50 条 本学は、時期によって公開講座を開くことができる。

- 2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第 14 章 学年、学期および休業日

第 51 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。授業実施総週数は 35 週とする。

- 2 学年を 2 学期に分け、次の 2 期とする。

春学期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

秋学期は 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

第 52 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第 4 号から第 6 号は各年度の学事暦による。

- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 開学記念日 4 月 18 日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 学長は、前項に定める休業日を変更し、または臨時休業の日を定めることができる。
 - 3 休業日においても、必要に応じ実習を課し、または特別講義等を行うことがある。

第 15 章 学生寮および厚生保健施設

第 53 条 本学に、学生のために学生寮を置くことができる。

第 54 条 学生寮に関する規程は、別に定める。

第 55 条 本学は、学生の体育向上のため庭球コートその他必要な運動施設を設ける。

第 56 条 本学は、学生の厚生のため学生ホールを設ける。

第 16 章 賞 罰

第 57 条 本学の目的および使命によく合致した学生は、教授会の審議を経て学長はこれを賞することができる。

第 58 条 本学の学則に違反し、またはその本分に反する行為があったときは教授会の審議を経て、学長はこれを懲戒することができる。

第 59 条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 停学
- (3) 退学

第 60 条 次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (2) 学力劣等など、または疾病やその他の事故により成業の見込みがない者
- (3) 性行不良で改心の見込みがないと認められた者
- (4) 学校の秩序を乱し、そのほか学生として本分に反した者

第 17 章 補 則

第 61 条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第 62 条 この学則の改正は、運営会議の審議を経て学長が決定し、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

- 13 この学則は、平成 元年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 22 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 23 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 24 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 25 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 26 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 27 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 28 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 29 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 30 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 31 この学則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 32 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 33 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 34 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 35 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 36 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 37 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 38 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 39 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 40 この学則は、平成 25 年 9 月 27 日から施行し、平成 25 年 8 月 26 日から適用する。
- 41 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 42 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 43 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年 3 月 31 日現在在籍の学生については、なお従前の例による。
- 44 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年 3 月 31 日現在在籍の学生については、なお従前の例による。
- 45 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年 3 月 31 日現在在籍の学生については、なお従前の例による。
- 46 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 47 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 48 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日現在在籍の学生については、なお従前の例による。
- 49 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 50 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日現在在籍の学生については、なお従前の例による。
- 51 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日現在在籍の学生については、なお従前の例による。

52 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日現在在籍の学生については、なお従前の例による。

教 育 課 程 表

別表 1

幼 児 保 育 学 科

授 業 科 目		必修単位数	選択単位数
教 養 科 目	宗教学	2	
	地域文化論	1	
	地域文化論実践講座Ⅰ	1	
	地域文化論実践講座Ⅱ	1	
	日本語表現		2
	日本国憲法		2
	心理学		2
	英語Ⅰ		1
	英語Ⅱ		1
	海外事情		2
	情報処理		2
	自然科学概論		2
	データサイエンス入門		2
	デザイン基礎		1
	音楽	2	
	美術Ⅰ		2
	美術Ⅱ		1
	保育の文章表現Ⅰ		1
	保育の文章表現Ⅱ		1
	体育概論		2
	体育実技		1
	子どもの遊戯と表現		1
	小 計	7	26
専 門 科 目	保育原理		2
	教育原理		2
	子ども家庭福祉		2
	社会福祉		2
	子ども家庭支援論		2
	社会的養護Ⅰ		2
	教職概論		2
	発達心理学		2
	子ども家庭支援の心理学		2
	幼児理解の理論と方法		1
	子どもの保健		2
	子どもの健康と安全		1
	子どもの食と栄養Ⅰ		1
	子どもの食と栄養Ⅱ		1
	教育相談		2
	幼児と健康		2
	幼児と環境		2
	幼児と言葉		2
	幼児と造形表現		2
	幼児と音楽表現		2
	保育内容総論		1
	保育内容「健康」の指導法		1
	保育内容「人間関係」の指導法		1
	保育内容「環境」の指導法		1
	保育内容「言葉」の指導法		1
	保育内容「造形表現」の指導法		1
	保育内容「音楽表現」の指導法		1
	乳児保育Ⅰ		2
	乳児保育Ⅱ		1
	特別支援の理解		2
	発達障害の理解と支援		2
	社会的養護Ⅱ		1
	子育て支援		1
	絵本と紙芝居の世界		1
	ピアノⅠ	1	
	ピアノⅡ	1	
	ピアノⅢ	1	
	ピアノⅣ	1	
	総合表現	1	
	保育実習ⅠA（保育所）		2
	保育実習ⅠB（施設）		2
	保育実習指導Ⅰ		2
	保育実習Ⅱ（保育所）		2
	保育実習指導Ⅱ		1
	保育実習Ⅲ（施設）		2
	保育実習指導Ⅲ		1
	教職・保育実践演習		2
	教育方法論		2
	保育・教育課程論		2
	教育実習		4
	教育実習学内指導		1
	ゼミナールⅠ	1	
	ゼミナールⅡ	1	
	ゼミナールⅢ	1	
	ゼミナールⅣ	1	
	小 計	9	76
	計	16	102

別表 2

介 護 福 祉 学 科

授 業 科 目			必修単位数	選択単位数	
教 養 科 目	学習力の養成	基礎演習	2		
		プレゼンテーション	2		
		情報処理法	2		
		データサイエンス入門		2	
	表現力の養成	日本語リテラシー	2		
		英語（会話・文章）	2		
	人間力の養成	宗教学	2		
	社会力の養成	地域文化論Ⅰ	1		
		地域文化論Ⅱ	1		
	人間と社会の理解	心理学	2		
		自然科学概論		2	
		権利擁護を支える法制度		2	
社会保障論			2		
地域福祉論			2		
レクリエーション			2		
小 計		16	12		
専 門 科 目	専門基礎科目	人間の理解	人間の尊厳と自立	2	
			人間関係とコミュニケーションⅠ	2	
			人間関係とコミュニケーションⅡ	2	
		社会の理解	社会の理解Ⅰ	2	
	社会の理解Ⅱ		2		
	専門基幹科目	介護の基本	介護の基本Ⅰ	4	
			介護の基本Ⅱ	4	
			介護の基本Ⅲ	4	
		コミュニケーション技術	コミュニケーション技術Ⅰ	1	
			コミュニケーション技術Ⅱ	1	
		生活支援技術	生活支援技術Ⅰ	2	
			生活支援技術Ⅱ	2	
			生活支援技術Ⅲ	2	
			生活支援技術Ⅳ	2	
			生活支援技術Ⅴ	2	
		介護過程	介護過程Ⅰ	2	
			介護過程Ⅱ	2	
			介護過程Ⅲ	1	
		介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	1	
			介護総合演習Ⅱ	1	
			介護総合演習Ⅲ	1	
			介護総合演習Ⅳ	1	
		介護実習	介護実習Ⅰ	2	
			介護実習Ⅱ	2	
			介護実習Ⅲ		2
			介護実習Ⅳ		4
	専門展開科目	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解Ⅰ	2	
			発達と老化の理解Ⅱ	2	
			認知症の理解Ⅰ	2	
			認知症の理解Ⅱ	2	
			障害の理解Ⅰ	2	
			障害の理解Ⅱ	2	
			こころとからだのしくみⅠ	2	
			こころとからだのしくみⅡ	2	
			こころとからだのしくみⅢ	2	
			こころとからだのしくみⅣ	2	
		医療的ケア	医療的ケアⅠ	2	
			医療的ケアⅡ	2	
			医療的ケアⅢ	1	
		研究演習	研究演習Ⅰ	1	
			研究演習Ⅱ	1	
	小 計		74	6	
計		90	18		